

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第八号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十六年年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年六月九日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	宮 崎 栄 治 郎
埼玉県監査委員	小 林 哲 也

平成26年度包括外部監結果に対する措置状況

監査テーマ：埼玉県の下水道事業における財務に関する事務の執行について			
監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
より精度の高い見込額の設定 【報告書100ページ】	<p>【指摘3】より精度の高い見込額の設定 見込額と実績額を一致させることは当然に不可能であるが、その差額を少しでも小さくするのが県の責務と考える。流域下水道の維持管理費を流域の市町を通じて県民に負担していただいているわけであるから、結果的に精算するとはいえ、前払的に過大に徴収することは県民の大きな負担となる。また、流域の市町にとっても、累積収支差額を精算する際に、それを次期5年間の負担金単価の計算に反映させるのか、あるいは現金で返還してもらうのかの判断をする必要に迫られ、その判断のいかんによっては、次期5年間の行政運営にも多大な影響を及ぼすことになってしまう。</p> <p>よって、過剰な累積収支差額が発生しないようにすることは、流域下水道事業を継続していくうえで非常に重要な事項といえる。全国で2番目に長い歴史を持つ埼玉県の流域下水道事業のノウハウを駆使して、より精度の高い見込額を設定するよう努めるべきである。</p>	<p>平成26年度に行った単価改定の積算においては、より精度の高い積算を行った。</p> <p>具体的には、水量を推計する上で、従来は人口増加が続くことを想定した流域別下水道整備総合計画の数値を使用していたものを、人口減少の動向を織り込んだ国立社会保障・人口問題研究所の公表している推計値を使用するように改めた。また、修繕工事に係る経費についても精査を行った。</p>	下水道管理課
工事完成通知書の適正な作成及び受領 【報告書145ページ】	<p>【指摘4】工事完成通知書の適正な作成及び受領 工事完成通知書は、現場の作業終了後に受領する書類である。本工事の場合は、業者からは正塗装の申し出を受けた時点で工事完成通知書をいったん返却し、是正塗装終了後に改めて受領すべきであった。</p> <p>工事完成通知書は、理由のいかんにかかわらず現場作業終了後に受領するよう徹底すべきである。</p>	<p>荒川左岸南部下水道事務所では、平成27年2月23日に職員全体会議を開催し、次のことを徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者から工事完成通知書が提出されたときは、監督員は、速やかに現場を精査して工事完成を確認し、その結果を所長に報告すること。</li> <li>・監督員は是正作業も含めた全ての現場作業の完了が確認できた後に工事完成通知書を受領すること。</li> <li>・受注者に対しては、是正作業も含めた全ての現場作業を確実に完了した後に工事完成通知書を提出するよう指導すること。</li> </ul>	下水道管理課 荒川左岸南部下水道事務所
処理水量の検証 【報告書197ページ】	<p>【指摘5】処理水量の検証 業務委託料の変動費は単価契約であるため、委託料は単価に処理水量を乗じて計算することになる。したがって、処理水量を測定することは、委託料の支払額を決定するうえで非常に重要な事項である。</p> <p>県による実際の処理水量の検証として、受託者が作成した水処理日報及び水量月報の検証及び確認をしているが、その事実を示す記録は存在しない。本来であれば、支払い金額を決定する最重要事項であることから、客観的資料に基づいた支払額算定という点を明確にするためにも、委託者である県の検証結果を記録として残すべきである。</p>	<p>荒川左岸北部下水道事務所では、水処理日報及び月報の検証するにあたり、平成27年1月5日以降、計算機から直接データを取り出して、そのデータを基に水量の確認を総務管理担当（市野川水循環センター駐在職員）が実施することとした。</p> <p>データを水処理日報及び月報と一緒に保存し、検証した結果がわかるように運用を改めた。</p>	下水道管理課 荒川左岸北部下水道事務所
落札者の提出資料 【報告書214ページ】	<p>【指摘6】落札者の提出資料 落札者の提出書類は、公文書として保存されるものなので、日付が記載されるように指導すべきである。</p>	<p>中川下水道事務所では、平成27年1月27日の役付会議や朝礼にて受注業者などの外部から受領する関係書類の日付け確認を徹底するよう周知した。</p> <p>また、受注業者には、日付けの記載を徹底するよう口頭で指導した。</p>	下水道管理課 中川下水道事務所

平成26年度包括外部監結果に対する措置状況

監査テーマ：公益財団法人埼玉県下水道公社の出納その他の事務の執行について			
監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
普及啓発活動の財源 【報告書258ページ】	<p>【指摘7】普及啓発活動の財源 特定資産は、その性質からある特定の目的にのみ使用できる資産であり、その運用収入においても同様である。さらに、公社の特定資産管理要領における規定にも、法人会計に計上すると記載されている。 よって、現状においては特定資産の運用収入を普及啓発活動の財源として使用しているが、これは明らかに管理要領違反である。</p>	<p>特定資産の運用収入を公益目的事業である普及啓発活動の財源として使用できるように、特定資産管理要領を平成27年2月25日に改正した。</p>	埼玉県下水道公社